

文化芸術活動の継続支援事業Q & A（9月12日版）

《掲載しているQ & Aの内容について》

以下の項目毎にお問い合わせの多いQ & Aを掲載しております。

1. 本事業の実施期間に関する事
2. 補助の対象となる者に関する事
3. 申請時の添付提出書類に関する事
4. 補助の対象となる取組に関する事
5. 補助金の額（補助率）等に関する事
6. 他の補助金等との併用に関する事
7. 補助対象経費に関する事
8. 共同申請に関する事
9. 申請方法に関する事
10. その他

*特に多くの方からのお問合せがあるものを赤枠で、それ以外を黒枠としています。

1. 本事業の実施期間に関する事

1-1：事業実施期間はどのように考えればよいですか。

令和2年2月26日（水）から令和2年10月31日（土）を事業実施期間とします。
例えば、11月の公演に向け、9月から自主稽古を行う際は、令和2年9月1日（火）から令和2年10月31日（土）を事業実施期間と設定して申請してください。

なお、団体が行うトライアル公演に関する事業実施期間は、令和2年12月6日（日）まで延長します。

2. 補助の対象となる者に関すること

(個人)

2-1: 「フリーランスを含む個人事業者」とはどのような方ですか。

本制度では、開業届を出し、事業収入(売上)を得ている一般的な個人事業者に加え、開業届を出していなかったり、確定申告において雑収入や給与収入として計上したりしている場合であっても、フリーランスとして雇用契約によらずに、業務委託契約等にもとづいて実演等から収入を得ている場合は「フリーランスを含む個人事業者」となります。

2-2: 事前確認を受けないと申請できないのでしょうか。

統括団体等による事前確認がなくても、申請は可能です。

ただし、事前確認を受けた方が、事業収入証明書や活動歴を確認する書類の提出が不要になり、審査も迅速となります。

2-3: 個人で文化芸術活動に関する株式会社を経営しています。また、フリーランスとしても文化芸術活動に携わっています。この場合、株式会社として「活動継続・技能向上等支援B」への応募と、フリーランスの個人として「活動継続・技能向上等支援A-②」に応募することは可能ですか。

可能です。

2-4: 現在海外を拠点として活動していますが、対象となりますか。

国内に住所を有し活動している文化芸術関係者を対象としており、補助対象は国内での活動に限ります。

2-5: 外国籍ですが対象となりますか。

国内で活動する文化芸術関係者であれば、対象となります。

2-6: アルバイト先の社会保険に加入している場合、他に芸術の事業収入があるものは対象となりますか。

社会保険への加入の有無に関係なく、文化芸術に関する事業収入があれば、対象となります。

(団体)

2-7：団体について、「プロ」の判断はどのようにされますか。

文化芸術活動の実施に当たって、実演家や技術スタッフ等に報酬を支払う団体を対象とします。例えば、一般に大学等のサークル活動等は、サークル活動等に参加する学生に出演料を支払うことはないことから、本事業の対象としては含まれないと考えています。このため、必要に応じ、報酬を支払った際の領収書などを提出いただき、支払いの実態があるか確認いたします。

2-8：補助の対象となる「小規模な団体」の要件である「常時使用する常勤の従業員の数」に役員やパートタイム労働者は含まれますか。

「小規模な団体」は、常時使用する従業員の数がおおむね20人以下の団体であります。ただし、以下の者は含みません。

- (a) 労働時間や賃金体系が特殊な雇用契約を結んでいる専門スタッフ等
- (b) 役員（従業員との兼務役員は「おおむね20人」に含みます。）
- (c) 申請時点で育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員
- (d) パートタイム労働者

2-9：新規の任意団体を立ち上げて本事業に申請することは可能ですか。

本補助事業の目的は、活動の再開・継続支援としておりますので、新規で立ち上げる団体は対象として想定しておらず、これまで活動実績があることが前提です。

2-10：補助の対象となる者について、「一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人等」の「等」には何が含まれますか。

障害者芸術文化活動を行う社会福祉法人や事業協同組合も対象となります。
なお、地方公共団体や独立行政法人等の公共法人は含みません。

2-11：文化施設の設置・管理を行う者であって、劇団等を抱え実演を行っている団体は対象となりますか。

一定の要件を満たす文化施設については、文化庁の感染症防止対策事業において別途、感染拡大防止の取組を支援していることから、当該施設の設置・管理を行う者は本事業の対象とはなりません。ただし、一つの団体の中で施設である劇場を有すると同時に、自ら劇団等を抱えるなど、直接実演を企画・実施している場合については、劇団等の立場から本事業を実施することは可能です（但し、当該団体の各種要件等を満たすことは必要です。）。

(その他(分野等))

2-12: 補助対象の範囲として示されている分野以外の文化芸術分野は対象とならないのですか。

募集案内には、補助対象と想定される分野の範囲をお示ししていますが、これらはあくまで例示です。したがって、分野の名称が募集案内に明示されていなくても、補助の対象の条件に適合すれば対象となります。

例えば、サーカス、大道芸、DJなど従来の文化庁事業で必ずしも明示していなかった分野についても、他の分野と同様の審査を踏まえ対象となり得ることを想定しております。

2-13: チケット収入以外に想定している収入形態にはどのようなものがありますか。

例えば、美術家であれば、個展会場で自らの作品を販売し収入を得ている場合が考えられます。

また、実演家が、スポンサーからの収入による不特定多数を対象としたイベント等で実演を披露して、主催者から出演料等を得る場合が考えられます。

2-14: 美術家の事前確認窓口はどこですか。

美術については、多様な実作者やマネージメントの人材を統括する団体が存在しないため、関係団体・機関等とご相談のうえ、今回の確認業務に限って、法人格を持ち文化芸術推進フォーラムの会員である「一般社団法人日本美術家連盟」に美術部門の事前確認窓口をお願いしました。

以下の2グループに分けて窓口を設け、それぞれ当該分野の専門家による確認体制のなかで要件確認をまいります。

グループ(1): なんらかの美術の団体に所属する方、日本美術家連盟会員、同連盟会員の推薦を受けた方

グループ(2): グループ(1)以外の、団体に所属していない方。例えば、現代美術の作家、マネージメント系の職能の方等。

3. 申請時の添付提出書類に関すること

(個人)

3-1: 「活動歴を確認できる資料」とありますが、具体的にはどのような資料を想定していますか。

2017年度以降の3年間2回以上の活動実績が分かる(年月日が確認できる)チラシ等です。

チラシ等に申請者本人の名前等が記載されていて、公演と申請者本人の関係が明らかになっていることが必要です。

公演のチラシに名前が記載されていない場合は、その公演主催者からの支払いが確認できる資料(領収書等)や主催者からの出演等依頼とそれに応諾したメールなどをあわせて提出してください(なお、この場合は必要に応じて主催者等に事実関係を確認する場合があります。)

3-2: 「活動歴を確認できる資料」として、公演のチラシ等を添付しようと思いますが、解像度は低くても構いませんか。

申請者御本人の活動歴を確認させていただく書類ですので、記載されている内容(氏名、公演日(年月日))等について、鮮明に確認できるものを添付してください。

また、申請者御本人の氏名等について、記載箇所をお示してください。

※チラシに記載されている名前が芸名や雅号である場合は、申請フォームの「芸名・雅号」欄を必ず記載してください。

3-3: 自分は技術スタッフ等です。チラシ等に名前が載らないため活動歴を証明することができません。

業務を依頼された際のメールのやり取りや、業務に用いた図面、ご自身のWEBサイトにおける活動歴のスクリーンショットなどを提出してください。

3-4: 本人確認書類として、半年前に取得した住民票を添付したいのですが。

本人確認書類は、申請に当たっての記載内容と申請者御本人の現状が同じかを確認させていただく書類であるため、取得から3か月以内の住民票の添付をお願いします。

なお、住民票は個人番号が記載されていないものを取得願います。

3-5：運転免許証の裏面を添付する理由を教えてください。

住所の変更など運転免許証の記載事項に変更が生じた際は、免許証の裏面にその旨が記載されることとなります。

本人確認書類は、申請に当たっての記載内容と申請者御本人の現状が同じかを確認させていただく書類であるため、運転免許証における記載事項変更の有無にかかわらず表面と裏面の添付をお願いしております。

3-6：確定申告書で文化芸術活動による収入が雑収入等として計上されており、かつ、雑収入等の内訳について明確な記載がないために、文化芸術活動と収入との関係が明らかでない場合はどうすればいいですか。

確定申告書に文化芸術活動と収入との関係が明らかとなる記載がない場合は、提出する確定申告書に朱書き（若しくは資料）でどの収入の内訳に文化芸術活動に係る収入があるかを明記した上で提出願います（ない場合は事実関係を確認させていただく場合があります。）。

3-7：事業収入を証明する書類について、直近の確定申告書を添付しようと思うのですが、私は白色申告を行っています。青色申告でなくても有効ですか。

白色申告も有効です。

（団体）

3-8：半年前に取得した登記事項証明書を添付したいのですが。

登記事項証明書は、申請に当たっての記載内容と申請いただく団体の現状が同じかを確認させていただく書類であるため、取得から3か月以内の登記事項証明書の添付をお願いします。

4. 補助の対象となる取組に関すること

4-1：活動再開に向けたトライアル公演とあるが、どのような公演が対象となりますか。

感染症対策などの新しい取組を加えつつ、再開に向けて試行的に行う公演を想定しています。

4-2：補助事業の内容を変更するにあたって事前の承認が必要とされるのはどのような場合ですか。

補助事業は、採択・交付決定を受けた内容で実施していただくものですが、補助事業の内容について変更を行うことになった場合は、事前の承認を得る必要があります。

具体的には、例えば「(1) ②活動の継続・再開のための公演・制作方法等の検討・準備・実施」に対応した活動として、申請時点では「稽古」を予定していたが、それを実施せず代わりに「活動再開のトライアル公演」を実施する場合、軽微な変更として事前申請は不要です。

一方、例えば「(1) ①国内外の観客、参加者等の回復・開拓」に対応した活動として、「PR動画制作・配信」を申請の際には予定していたが、実施せずに「(1) ②活動の継続・再開のための公演・制作方法等の検討・準備・実施」に対応した活動、

例えば「共同稽古」を実施する場合には、(1) ①を行わずに(1) ②を行うということになり、軽微な変更とはみなせないため、事前承認が必要です。

また、事業が何らかの事情によって実施できなくなった場合は、廃止届を提出いただく必要があります。

いずれにせよ、事業変更等の事前承認が必要か否か迷われた場合は速やかに事務局に相談してください。

4-3：新型コロナのために中止になった公演を再開したいが来年1月（補助事業実施期間外）になりそうなのですが、対象とならないでしょうか。

個別の判断にはなりますが、補助事業実施期間外に行われる公演そのものにかかる経費は対象外となるものの、その準備等として期間内に行われる取組は対象になります。

例えば、公演自体が補助事業実施期間外の来年1月に開催される場合であれば、公演当日に使用する会場や舞台設備、消毒薬などにかかる費用などは対象にはなりません。他方、当該公演に向けた顔合わせや合同練習などを10月（補助事業実施期間内）に実施するのであれば、その顔合わせに係る会議費や合同練習を指導する指導者への謝金などは対象になります。

4-4：動画配信について、無料の配信サービスを利用しても良いのでしょうか。また、トライアル公演の配信を行う場合には、同時配信を行う必要があるのでしょうか。

本事業は特定の行為を行うことを求めるものではなく、事業の目的に沿って自由な活動を行っていただけます。そのため、無料の配信サービスを利用することや、トライアル公演の配信を行う場合に同時配信を行わないことも可能です。

5. 補助金の額（補助率）等に関すること

5-1：補助金はいつ頃交付されますか。

9月中旬の申請が順調に採択された場合、9月下旬から希望者には一部支払いを行う見込みです。

5-2：補助金の申請は何回でもできますか。

申請については原則として一団体・一個人につき1度限りです。（例えば、個人が活動継続・技能向上等支援A-①と活動継続・技能向上等支援A-②の両方に申請することはできません。）

ただし、個人については、小規模団体が主体となり個人事業者と行う共同申請については一回に限り重複して申請が可能です。この場合、個人での申請とあわせ一人あたりの上限は150万円となります。

5-3：補助率引き上げの条件となる「ICT活用の取組」は、具体的にどんな取組が考えられますか。

様々な取組がありえますが、例えば、無観客や社会的隔離に配慮し観客を減らしたトライアル公演を行う取組等が考えられます。その際に動画配信サイトを活用して当該公演を配信するといった取組も想定しており、動画制作のための作品撮影・編集費などだけでなく、当該公演を行う劇場の賃借料なども含まれます。

また、文化芸術活動の継続や再開とは違う観点であっても、経営ガバナンスの近代化のために雇用契約書の電子化や会計システムの近代化を図るといった取組も対象となりえます。

6. 他の補助金等との併用に関すること

6-1：持続化給付金や他の補助金等とは併用できますか。

持続化給付金との併用は可能です。本補助金は活動経費に対する補助金であり、持続化給付金などの用途が限定されない「給付金」とは異なるので併用可能です。

国の補助金・委託費等が支出される活動（助成事業の採択活動等）の申請について文部科学省・文化庁の補助金や国の行政機関の委託費等（日本芸術文化振興会の助成金を含む）が支出される活動については、経費の計上に重複がなければ、申請することが可能です。

ただし、経済産業省の小規模事業者持続化補助金（令和2年度中に受付締切りとなるものに限る。）が支出される事業者は、申請できません。

6-2：文化庁事業への申請時点では小規模事業者持続化補助金からの支出は受けていませんが、その後いつまで小規模事業者持続化補助金への申請ができないのですか。

令和2年度中に受付締切りとなる小規模事業者持続化補助金が支出される事業者については、文化庁事業の対象外となります。このため、文化庁事業への申請後、令和2年度中に小規模事業者持続化補助金を申請し、交付決定を受けた場合には、文化庁事業からの補助金は支払われません。また、前払い（概算払い）を受けている場合については、その分の補助金の返還が必要となります。なお、この際、申請済みの文化庁事業については必ず廃止の承認を受ける手続きを行うようにしてください。

6-3：ライブハウス、ミニシアター等について、小規模事業者持続化補助金の窓口である商工会・商工会議所の窓口にご相談した結果、想定している活動計画の一部は支援ができる可能性があると考えられた場合については、「支援が受けられないことが明らかになった場合」として、文化庁事業に申請できますか。

申請者において、想定している活動計画の一部のみへの支援では不十分であるとして、持続化補助金への申請を断念されたのであれば、文化庁事業への申請は可能です。

7. 補助対象経費に関すること

7-1：補助対象経費として想定される「賃金」にはどのようなものがありますか。

例えば、会場アルバイトや、次の公演に向けた集団練習の実施のためのスタッフへの賃金が想定されます。なお、自身への賃金支払いは対象となりません。

7-2：謝金と雑役務費の違いがよくわからないのですか。

募集案内のP14を参考に費目を区分ください。

謝金は事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費です。

雑役務費は事業遂行に必要な、専門的な知識、技能等に基づく出演料を含め、業務を第三者に依頼する（外注する）ために支払われる経費です。

7-3：諸謝金の例示に出演料がないのですが、どこの経費にあたりますか。

出演料は、雑役務費にあたるため雑役務費として必要な額を計上してください。

7-4：消耗品経費については、消耗品経費の合計金額を10万円以内にしないといけないのですか。

消耗品は、1点につき税込で10万円未満のものを対象とします。

7-5：申請フォームの経費はひとつの品目ごとに記載（ex. 【消耗品】消毒液1,000円、非接触型体温計3,000円など）して良いのですか。

「消耗品費」などでまとめて記載ができます。ただし、必要に応じて内訳を確認する場合があります。特に、消耗品費の合計が10万円を超える場合は、確認が必要となりますので、必ず内訳を記載してください。

7-6：活動に必要なパソコン（20万程度）の購入について検討していますが、補助対象になりますか。また、活動に必要なパソコンの修理費は、補助対象になりますか。

補助対象外になります。また、購入経費のうち10万円分を補助対象にすることもありませんのでご注意願います。10万円以上については消耗品ではなく、資産の扱いとなるため補助対象外となりますのでご注意願います。

また、活動に必要なパソコンの修理費は補助対象経費として補助対象になります。

7-7：ZOOMの月割経費（3月～10月）は補助対象になるのか。

対象事業期間中に使用した割合に対する按分により補助対象経費として補助対象になります。

7-8：必要な経費等について計算したところ、補助金として受け取ることができる金額が10万円未満になりましたが、申請することは可能ですか。

補助金額の下限は10万円となりますので、補助金額が10万円未満の申請は今回の補助金の対象外となります。ただし、交付決定時には10万円以上を予定していたものの、単価の安いものを購入したことなどにより、精算時に10万円を下回った場合については支出の対象とします。

7-9：宿泊費については、宿泊する地域により10,900円か9,800円と記載されていますが、これ以上の金額のホテルに宿泊した場合、経費として申請することはできないのですか。それとも申請はできるが、差額分の支払いが行われれないということですか。

宿泊地域における1泊あたりの上限額となります。上限額を超えた差額は、自己負担として申請者にご負担いただくこととなります。

7-10：自家用車で稽古に通っているがガソリン代、駐車代は補助対象になります

感染防止等のために必要な場合、事業に必要な移動と認められる限度で自動車・タクシー等に係るレンタカー代、ガソリン代、タクシー料金等を計上することができます。

なお、既に申請している方も、レンタカー代、ガソリン代、タクシー料金等を経費として使用可能としております。

7-11：経費の支払いについては、募集案内において銀行振込で行うよう記載がありますが、現金による取引をした案件があります。この場合、精算時に不備として対象外にされてしまいますか。

経費の支払いについては、支払いが確実に行われていることを明らかにする観点から、原則として銀行振込にて行うようお願いしておりますが、事情により現金による精算を行った場合には、領収書等により対象経費として処理します。

7-12：経費の支払いについては、支払いが確実に行われていることを明らかにする観点から、原則として銀行振込をするよう案内されていますが、クレジットカードでの支払いを行うことは可能でしょうか。

クレジットカードによる支払いは可能です。

証拠書類としては、以下をご用意ください。

1. 領収証（法人の場合は宛名が法人名のもの。クレジット払いであること及び金額の内訳が明記されているもの。）

※クレジット払いであることが明記されていない場合、クレジットカード利用時に発行される「お客様売上票（お買上票）のお客様控え」を添付してください。

※金額の内訳が明記されていない場合、レシート等の内訳が分かるものを添付してください。見積書及び納品書で内訳が確認できれば、レシート等の添付は不要です。

2. カード会社発行の「カードご利用代金明細書」

※インターネットによる明細を印刷したものでも構いません。

3. クレジットカード決済口座の通帳の該当部分

※口座からの引き落としについては、実績報告書等の提出が必要な期日までに完了している必要があります。

※リボ払い・分割払い等で、実績報告書等の提出が必要な期日までに完済しないものは補助対象となりません。

7-13：中古品の購入は補助の対象になりますか。

中古品の購入は、一定条件のもと、補助対象経費として認めます。

中古品の購入が補助対象経費として認められる条件は、次のとおりです。

- ①購入単価が10万円（税込み）未満のものであること

※単価が10万円（税込み）以上の中古品を単価10万円（税込み）未満になるように分割して購入する場合は、その中古品全体が補助対象外となります。

- ②中古品購入の際は、購入希望者の意向により価格が変動し適正価格の判断が困難となる等のため、オークション（インターネットオークションを含みます）による購入は不可とします。

7-14：個人間取引（インターネット上のものも含む）による購入は補助の対象になりますか。

止むを得ない事情がある場合については、個人間取引についても補助の対象としますが、個人間取引で購入しなければならない理由書のほか、見積書※、請求書、領収書を精算時にご提出願います。

通販等で物品を購入する場合は、市場価格と比較し適正な価格での購入をお願いします。

※見積書が取れない場合は、請求書等に購入する商品の詳細を必ず付してください。

7-15：社労士への相談料は補助対象になりますか。

補助対象になります。

7-16：補助対象経費の「PCR検査等の新型コロナウイルス感染症関係検査費用」に抗体検査は含まれますか。また、抗原検査の扱いはどうなりますか

現在、新型コロナウイルスの抗体検査を用いて現在の感染の有無を診断できるとの十分な医学的な知見は確立しておらず、国内で診断薬としての薬事承認を得たものではありませんので、抗体検査のみを感染予防対策の取組として位置づけるのは適切でなく、原則として対象経費には含めないこととします。

ただし、補助対象期間となる2月26日から7月15日までの間、自費でPCR検査を受けるに当たり、前もって抗体検査が行われていた場合があったという実態を承知しており、過去に行われたこのような場合については、必要な経費として対象に含むこととします。

また、抗原検査については、国内で診断薬としての薬事承認を得たものがあることから、PCR検査と同様に対象に含むこととします。

8. 共同申請に関すること

8-1：共同申請の具体的なイメージはどのようなものですか。

団体が主となって、個人事業者と連携してトライアル公演などを実施することを想定しています。共同申請の場合には、全ての事業者の連名で制定した共同実施に関する規約を作成することによって共同で経理を行うことを認めます。

ただし、団体と個人事業者が協力して事業を実施するものであるという性質上、個人事業者は共同申請の対象となった取組から謝金等を得ることはできません。また、個人事業者も自己負担が必要となりますのでご注意ください。

8-2：共同申請を行う者の中に個人事業主がいます。当該個人事業主に対する賃金を経費として申請することはできますか。

申請者自身への支払いは対象外としておりますので、主体となる団体や他の申請者が共同申請を行う者の賃金を経費として申請されても対象外とさせていただきます。

9. 申請方法に関すること

9-1：添付書類が多く、補助金申請システムのアップロード欄が足りません。どのように対応すればよいですか。

Zip形式のファイルを用いることで、複数のファイルをまとめて添付いただくことも可能です（1ファイルあたりの上限は2MBとなります。）。また、お問い合わせ用Eメールアドレスに添付してお送りいただくほか、郵送での送付にも対応させていただきます。

9-2：申請システムの画面に「エラーコード：1190 ファイルの登録に失敗しました一時ファイルの取得エラー」と表示されましたが、これはどのような状況なのか教えてください。

申請フォームからの申請（登録）は、60分以内の制限があります。

制限時間をオーバーし、次の画面に移動（遷移）しようとした場合などに表示されます。

ついては、制限時間内での申請入力が可能となるよう、記載事項や添付いただく書類等については、予めご準備くださいますようお願いいたします。また、「補助金申請システム下書き用」を適宜活用ください。

なお、申請内容の確認画面においても、5分以上経過しますと同様のエラーが出る場合があります。

9-3：申請システムの画面に「エラーコード：1851 ファイルの登録に失敗しました一時ファイルの取得エラー」と表示されましたが、これはどのような状況なのか教えてください。

通信環境等の影響で送信時に添付ファイルが0バイトである場合に生じるエラーであり、改めてファイルをご登録くださるようお願いいたします。

9-4：申請システムの画面に「エラーコード：1195 現在登録を受け付けていませんPOST_CONTROL_IP」と表示されましたが、これはどのような状況なのか教えてください。

申請システムのセキュリティ上、連続して登録することを禁止させていただいているため、申請ボタンを連続して押した場合、このエラーが表示される場合があります。

10. その他

10-1 : 障害等のためオンライン申請ができない場合はどうすればいいですか。

個別の事情に応じて対応することとなりますので、事務局にまずは御相談ください。